

前橋市空家等対策の推進及び空家等の活用に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(空家等の所有者等の責務)</p> <p>第4条 空家等の所有者等は、法第5条の規定に基づき、空家等の適切な管理に努めるとともに、空家等を積極的に活用するよう努めるものとする。</p> <p>(空家等対策計画の策定等)</p> <p>第8条 市は、法第7条第1項の規定に基づき、前橋市空家等対策計画を定めるものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>(協議会の設置等)</p> <p>第9条 市は、法第8条第1項の規定に基づき、前橋市空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、前橋市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>2～4 省略</p> <p>(空家等及び空家等の跡地の活用等)</p> <p>第12条 市は、法第15条の規定に基づき、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。次項において同じ。)に関する情報の提供その他これらの円滑な活用のために必要な対策を講ずるものとする。</p> <p>2～3 省略</p>	<p>(空家等の所有者等の責務)</p> <p>第4条 空家等の所有者等は、法第3条の規定に基づき、空家等の適切な管理に努めるとともに、空家等を積極的に活用するよう努めるものとする。</p> <p>(空家等対策計画の策定等)</p> <p>第8条 市は、法第6条第1項の規定に基づき、前橋市空家等対策計画を定めるものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>(協議会の設置等)</p> <p>第9条 市は、法第7条第1項の規定に基づき、前橋市空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、前橋市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>2～4 省略</p> <p>(空家等及び空家等の跡地の活用等)</p> <p>第12条 市は、法第13条の規定に基づき、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。次項において同じ。)に関する情報の提供その他これらの円滑な活用のために必要な対策を講ずるものとする。</p> <p>2～3 省略</p>